

令和7年度 瀬戸高等学校 部活動に係る活動方針

1 本校に設置する部活動

(1) 運動部活動（18 うち男子10、女子8）

弓道（男女）、卓球（男女）、ホッケー（男女）、剣道（男女）、バレーボール（男女）、ソフトテニス（男女）、バドミントン（男女）、バスケットボール（男女）、サッカー（男子）、野球（男子）

(2) 文化部活動（9）

科学研究部、茶道部、JRC部、写真部、吹奏楽部、書道部、美術部、文学部、放送部

なお、この他に以下の同好会（3会）があり、文化部に準じて活動を行うこととする。

かるた同好会 将棋同好会 探究同好会

2 目 標

- (1) 生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフや芸術文化活動を実現する資質・能力を育む基盤を養う。
- (2) 異年齢との交流の中で生徒同士・生徒と教師などとの好ましい人間関係の構築、自己肯定感、責任感を育む。
- (3) 社会の形成者として自ら動くこと（自走）ができる主体性を養う。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

(1) 休養日

- ・平日は少なくとも1日以上、週末は、土日のどちらかを休養日とする。
- ・大会や地域の催し等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ、活動から前後1週間以内のいずれかの日に振替休養日を設けることとする。
- ・定期テストの1週間前からは、活動を行わない。
- ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、原則活動を行わない。

(2) 活動時間

- ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- ・大会やイベント前など、一時的に活動時間の延長が必要な場合や、朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。
- ・下校時刻を厳守する。

(3) 遠征・合宿

- ・合宿を実施する際は、事前に合宿許可願を生徒課に提出し、校長の許可を受ける。
- ・参加者は、事前に健康診断を受ける。

(4) 大会参加

- ・大会参加は、高体連主催大会及び高文連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会や地域の催し等への参加及び他の部活動の応援への同行については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

(1) 体罰・ハラスメント等を根絶するための取組

- ・生徒の心身の健康管理、体罰・ハラスメント等の根絶の徹底を図る。顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
- ・学期に1回、部顧問会議を開き、部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

(2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）

- ・年度始めに顧問会議を実施し、学校教育目標に沿った部活動の方針について、共通理解を図ることとする。
- ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、部活動が生徒にとってよりよい環境となるよう、適切な指導に向けた研修や情報共有を図る。事故の未然防止（毎月の活動場所の点検）に努め、生徒の感染症予防、熱中症防止などの安全確保や事故発生時の適切で速やかな対応ができるよう校内研修を実施する。

(3) 部費の取扱い

- ・部費や部活動に係る生徒からの集金の取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
- ・決算報告については、顧問は校長に提出した上で、保護者にも適切に報告する。

(4) その他

- ・専門的な知識（指導経験）を持った顧問の配置や、科学的トレーニング・練習の積極的な導入のための研修に参加する機会を設ける。「緊急時（けが・病気）マニュアル」及びAED・担架を常備し、万が一の事故・病気に即応できる体制を整える。
- ・顧問は、部活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。